

静岡県公立大学法人

平成21年度 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

教育の成果

ア 育成する人材

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

<全学的に取り組む教養教育>

- ・ 教務委員会のもとにある各部会の機能を強化して全学共通科目の第2部門（概論）、第3部門（現代教養）の充実を図るとともに、特定の科目について全学的な教育目標の設定を検討する。

<専門基礎教育・専門教育>

[薬学部]

- ・ 製薬企業、薬務関連試験研究機関等において早期体験学習を継続して実施し、学生の学習意欲を高める。
- ・ SGD (Small Group Discussion) 及び PBL (Problem-Based Learning) を取り入れた授業、実習、演習を通して、薬科学研究者、専門職薬剤師に相応しい知識、技能、態度を醸成する。
- ・ 卒業実習を総合薬学研究、総合薬科学研究とするカリキュラム改訂を行い、問題発見解決型能力を醸成する。
- ・ 薬学共用試験 [OSCE (Objective Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) 及び CBT (Computer Based Test)] の受験者全員の合格を目指し、総合的支援システムの充実を図る。
- ・ 6年制薬学教育の体制整備と薬剤師国家試験支援システムを構築する。
- ・ 薬学教育（6年制）第三者評価基準に基づく自己評価2.1を実施し、シラバスの更なる整備及び学生による評価の活用などを図る。

[食品栄養科学部]

- ・ 食品栄養科学部では、急速な科学技術の進歩に対応し、時代に適合した教育研究を推進するため、細分化した研究室を分野ごとに統合する措置を進める。
- ・ 食品生命科学科は、最新の食品技術を学生が効率的に習得できるようにするため、実験科目の分類と内容の大幅な見直しを行う。栄養生命科学科は、実践的な人間栄養学の教育を充実させるために、インターンシップや臨地実習の内容の充実を図る。
- ・ 平成19・20年度の管理栄養士国家試験に関する評価を踏まえて学生に対する補講や模擬試験など国家試験対策の充実と最新の情報提供を行う。

[国際関係学部]

- ・ カリキュラム検討委員会の成果を踏まえ、特定の専門的視座と学際的かつ実証的な地域研究への視座を兼備した人材をより効果的に育成すべく、現行カリキュラムの再編を検討する。

- ・ 英語教育及び TOEIC 講座の更なる充実を図るとともに、狭義の語学教育の場のみならず、専門教育の場においても、英語・地域言語教材をより積極的に導入する体制づくりを推進する。

[経営情報学部]

- ・ 前年度までの検討結果に基づき、複数教員指導体制を試行する。
- ・ 卒業研究中間発表会の開催等を通じ、プレゼンテーション能力の向上のための教育を実施する。卒業研究成果の公開発表を実施する。
- ・ 低学年ゼミの更なる充実を図る。低学年ゼミの開講数について 16 科目以上を目標とする。
- ・ 次世代の少人数教育体制の在り方について検討を行い、実現のための具体的方策を練る。
- ・ 低学年時から、学生の大学院進学、就職などキャリアプランを念頭に据えた個別教育体制の評価を行う。
- ・ 前年度までに策定した、学生に対する公務員試験対策の具体的な実施を開始する。
- ・ 日商簿記検定 3 級の合格率を、全国平均以上の 40%を目標として、指導の強化を図る。
- ・ IT パスポート試験の受験を希望する学生に対する教育プログラムの実施を開始する。

[看護学部]

- ・ 新カリキュラムを実施し、問題点を把握して、調整を図る。旧カリキュラムからの移行時につき、学生に不利益がないようにする。
- ・ 平成 20 年度からの出題形式の変化など国家試験の最新情報の提供を学生に行い、それらに対応した支援を継続的に行う。

b 大学院課程

[薬学研究科]

- ・ 文部科学省が進めている薬学系大学院の年次進行による設置規定に則して、平成 22 年度に開設する薬科学専攻修士課程（仮称）の届出による設置を行い、平成 22 年度当該専攻の入学者選抜を実施する。平成 24 年度に新たに開設する薬科学専攻（仮称）博士後期課程（3 年制）及び 4 年制博士課程の薬学専攻（仮称）の研究・教育を担当する教員組織の検討を進める。
- ・ 生活健康科学研究科との連携態勢の強化とグローバル C O E のテーマである薬食同源を目指した教育研究を推進する。

[生活健康科学研究科]

- ・ 薬食生命科学総合学府（仮称）の設置を前提として、健康長寿科学専攻（仮称）（博士後期課程）の新設について検討を始める。

[国際関係学研究科]

- ・ カリキュラム検討委員会の成果を踏まえ、基礎学力の向上を図りながら、専門性の高いテーマに主体的に取り組める能力を養うことを目的としたカリキュラムの総合的な整備を進める。

[経営情報学研究科]

- ・ 前年度に開始した大学院生によるプロジェクト型研究プログラムの試行を、教員及び外部と連携した研究に拡大する。

[看護学研究科]

- ・ 改訂カリキュラムを実施し、助産学課程の大学院への移行を目指して、修士課程カリキュラムを作成し文部科学省へ申請する。

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 看護学科・社会福祉学科では新カリキュラムに移行する。完成年度における検討資料となるように、逐次課題を整理する。歯科衛生学科では、臨床教育の充実に向けた試行をする。
- ・ 看護学科では、新卒者の国家試験合格に必要な学力の形成のために、補講や模擬試験を継続して行う。学生が国家試験の問題を簡単なアクセス方法で自己学習できるシステムの導入を検討する。
- ・ 歯科衛生学科では模擬試験結果を分析して、学生にフィードバックする。

イ 卒業後の進路

- ・ キャリア教育の講座をカリキュラムに位置づけられた講座としてキャリア支援センターが提供するとともに、インターンシップ制度などキャリア形成支援事業の充実を図る。

短期大学部においては、教育そのものを進路選択の支援の中核として位置づけ、引き続き教育活動全般を通じてキャリア支援を進める。

- ・ キャリア支援委員会を通してキャリア支援センターと教員との連携強化を図るとともに、教職員を対象とした講習会を開催するなど、キャリア形成支援・就職支援に対する意識向上を図る。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援委員会を中心に進路選択の支援の充実を図る。

ウ 教育の成果の検証等

(ア) 教育の成果の検証

- ・ 全学共通科目について学生による授業評価を全学で実施し、結果を教員に伝える。国家試験・検定試験等の結果を各学部・学科で分析をし、教育の効果を検証する。
- ・ 短期大学部においては、学生による授業評価及び国家試験、模擬試験等の結果を調査分析し、担当教員にフィードバックし、講義・演習等の見直しに役立てる。
- ・ 前年度実施した卒業生アンケートの分析を行うとともに、今後の卒業生による評価の在り方、必要性について検討をする。
- ・ 短期大学部においては、平成 20 年 3 月卒業生の就職先を中心に、大学教育評価の調査を実施する。

(1) 卒後教育の充実

a 静岡県立大学

- ・ 卒業生の現状調査の結果を踏まえ、卒業生と大学、卒業生同士が情報交換を行う機会を増やす。

- ・ 卒業生に提供できる研修機会を増やすほか、卒業生を支える体制を引き続き検討する。
- b 静岡県立大学短期大学部
- ・ 卒業生を対象とした研修会を実施し、卒後教育の在り方を検討するために必要な情報を収集する。

教育の内容等

ア 入学者受入れ

- ・ 各学部において入学を期待する学生像等を募集要項、ホームページに、わかりやすい表現で示すとともに、広報による周知を行う。
- ・ 短期大学部においては、ホームページの入試関連情報の提供について充実を図り、的確な広報に努める。
- ・ アンケート等をもとに全学及び各学部でオープンキャンパスの内容の検討を続け、本学を志望する高校生を増やすべくオープンキャンパスの充実を図る。
- ・ 短期大学部においては、橘花祭に合わせて新たにオープンキャンパスを開催して、開催回数を増やす。オープンキャンパスでは、高校生やその保護者が教員や在学生と交歓する機会を積極的に提供する。
- ・ 学部毎、入学した学生の能力・適性を把握・検証し、入学者選抜方法の改善を図る。
- ・ 短期大学部においては、卒業生の成績について、入試選抜方法別に比較検討する。
- ・ 高等学校の学校長等との懇談会を開催し、入学者選抜の在り方に関する情報交換を密にする。また、県内・県外高校への訪問を計画的に実施する。
- ・ 入試作問・点検組織の運営方法の改善を図り、問題の質の向上と過誤の防止に努める。
- ・ 短期大学部においては、作問者・採点者らに対するアンケートを実施し、問題の質の向上と過誤の防止策を検討する。

イ 教育課程

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 全学共通科目のうち総合科目扱いとなっていた科目の内容を見直し、3 部門の中に位置付け直して実施し成果を見る。さらに就職支援関連授業をキャリア支援センターの提供する講座に振り替える。教務委員会のもとにある部会の機能を強化して講義内容を精査し教育の充実を図る。
- ・ 特任ネイティブ英語講師の採用、海外英語研修プログラムの充実により、英語教育を充実させる。
- ・ 情報リテラシー教育のための統一化した教育コンテンツ作成作業を開始する。

< 専門教育 >

[薬学部]

- ・ 実務実習事前学習室の整備を終え、事前学習の教育体制を構築するとともに、実務実習事前学習を開始する。
- ・ 平成 22 年度から実施する実務実習に関して、病院・薬局との最終調整を行う。

[食品栄養科学部]

- ・ 国際化に対応するため、英語教育強化の一環として、TOEIC 受験の必修化、短期海外語学研修プログラムの開設を行う。
- ・ 食品生命科学科は、新カリキュラムに沿い、生物学・生化学系科目において共通教科書を導入した系統的学習を開始するとともに、最新の食品技術を学生が効率的に習得できるように実験科目の分類と内容の大幅な見直しを行う。また、学科3年生全員がインターンシップに参加できる制度を構築する。
- ・ 栄養生命科学科は、臨床栄養管理学研究室に助教を配置し、県立病院における教育・研究に関する連携の一層の推進を図る。

[国際関係学部]

- ・ カリキュラム検討委員会の成果を踏まえ、履修モデルを作成し、学生が効果的な履修計画を立てられるように指導体制を整備する。

[経営情報学部]

- ・ カリキュラムの履修すべき年次を見直すなど、次期カリキュラム体制の詳細な検討を行う。
- ・ 企業、公共団体、非営利団体、医療福祉団体等に関するフィールドワーク教育を通じ、広く社会に目を向けた実践的教育活動を奨励する。

[看護学部]

- ・ 新カリキュラムを実施し、問題点を把握して、調整を図る。旧カリキュラムからの移行時につき、学生に不利益がないようにする。

b 大学院課程

- ・ 現在実施している単位互換制度及び連携大学院を継続して実施するとともに、インターンシップ制度の充実を図るため、課題を整理し、順次課題解決を進める。

[薬学研究科]

- ・ 平成 20 年度に開設された県立総合病院内の薬学教育研究センターでの研究体制を確立し、臨床研究及び研究教育の実施体制を整備する。
- ・ 平成 20 年度に文部科学省に採択された名古屋市立大学及び岐阜薬科大学との連携事業に基づき、薬学基礎教育及び薬剤師リカレント教育における教育連携を実行する。

[生活健康科学研究科]

- ・ 食品栄養科学専攻においては、科学英語教育、特別インターンシップ、連携大学院制度、米国における臨床栄養エキスパート演習の充実を図るとともに、必要に応じて新カリキュラムについて検討する。
- ・ 環境物質科学専攻においては、環境問題に関わる専門的な技術の習得のために、フィールドワークを含む新カリキュラムを作成・試行するとともに現行のインターンシップ及び連携大学院制度を拡充する。

[国際関係学研究科]

- ・ 他大学の状況調査を踏まえ、英語及び国語教員免許取得者のキャリアアップ支援のためのカリキュラムを検討し、更に英語・日本語教育インターンシップ・プログラムの充実を図る。

- ・ カリキュラム検討委員会による他大学の状況調査を踏まえ、留学生増大への組織的対応を図り、必要に応じた留学生アドバイザー設置等の支援方法を検討する。
- ・ 研究科附属の現代韓国朝鮮研究センター、平成 20 年度に新設した広域ヨーロッパ研究センター及びグローバル・スタディーズ研究センターの 3 つの研究センターをそれぞれ中核として教育・研究活動の活性化を図り、また内外の教育・研究機関や研究ネットワークとの連携と交流を促す。

[経営情報学研究科]

- ・ 前年度に引き続き現在のカリキュラムについて検討し、問題点の調査、整理を行い、改善策を試行する。
- ・ 大学院教育と、本研究科附属の地域経営研究センターが主催する社会人講座との一層の連携を図る。

[看護学研究科]

- ・ 改訂カリキュラムを実施し、助産学課程の大学院への移行を目指して、修士課程カリキュラムを作成し文部科学省へ申請する。
- ・ 実務看護者の就学上の利便性の改善を図るために平日夜間の開講を実施し、問題点を把握して調整を図る。
- ・ 県立静岡がんセンターとの連携大学院における教育・研究を充実させるとともに、県立総合病院、県立こども病院及び県立こころの医療センターをフィールドとした教育・研究を推進する。
- ・ 専門看護師(CNS)対応の新カリキュラムを実施し、専門看護師(CNS)の教育課程申請の準備をする。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 教務委員会において、各学科等の意見を集約し、教養教育の充実を図る。
- ・ (看護学科) 学生の理解度を確認しながら文部科学省に提出した新カリキュラムを実施する。
- ・ 旧カリキュラム履修学生(休学等)には混乱が生じないように科目読替表に基づき支援を強化する。
- ・ 学科の教育への理解を高め協力を得るため、実習病院への新カリキュラム説明会を開催する。
- ・ (歯科衛生学科) 3 年制の完成を踏まえて、臨地実習の再検討を行う。
- ・ (社会福祉学科) 平成 21 年度新カリキュラムにおける科目名称等の変更に伴い、非常勤講師と学科専任教員による教育懇談会を実施する。

ウ 教育方法

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 実験・実習型の授業及びゼミを中心に少人数型授業を取り入れる。
- ・ 前年度見直したシラバスを新学務情報システムに載せ、学生に情報を提供する。
- ・ 学習アドバイザー制度を充実させ、各学部の状況に適した学習相談体制を整備する。

- ・ 各学部の教育目的と必要性に応じたボランティア活動・インターンシップを授業やその他の教育活動に取り込む。

b 大学院課程

- ・ 大学院における教育・研究を充実をさせるため専門分野毎に適合したプログラムを策定する。また、フィールドワークやインターンシップ等の実施体制を整備し、実行する。
- ・ 大学院における教育・研究を強化、充実させるため、専門分野毎に副指導教員等を含む複数指導体制を整備し、実行する。
- ・ 大学院生が高度な専門知識・技術・情報を修得するため、国内、国際学会や研究会等に参加できる支援体制を整備する。
- ・ 学外の大学・試験研究機関との共同研究や実地調査を行うための支援体制を整備し、可能なものから実施する。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 授業を改善するため、引き続き学生による授業アンケートを実施し問題点を検討する。
- ・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューターを活用した少人数型授業を試行するとともに、少人数型授業の形態について引き続き検討を行う。
- ・ 各学科のシラバスをホームページに掲載し、引き続きシラバスの内容の充実に努める。
- ・ 学習アドバイザーの機能を併せ持つチューター制度の整備・活用を進めるとともに学生委員との連携を図り、学習・生活相談体制を強化する。

エ 成績評価

(ア) 静岡県立大学

a 学士課程

- ・ 新学務情報システム導入時にシラバスの学内向け公表を行う。学外に対しての公開についてはその必要性を検討する。
- ・ 成績評価に関する申立てをする窓口を学生に明示する。
- ・ 各部局で個別成績評価基準の実態を解明する。
- ・ 引き続き各教員の成績評価基準の標準化の検討を行う。
- ・ 成績優秀者に対する表彰を継続するとともに、奨学金制度の原資について検討をする。

b 大学院課程

- ・ 学生が成績評価に関する申立てをする窓口を明確化する。(教務委員会)
- ・ シラバスに記載された授業の到達目標、成績評価方法を公表し、実行されているか否かを検証して、問題点があれば修正を促す。
- ・ 修士論文や博士論文の審査基準を明確にし、学生に周知するとともに、公表する。

- ・ 成績優秀者、学術研究活動等における優秀者に対する表彰制度を構築し、「学長賞」等の授与を行う。

(1) 静岡県立大学短期大学部

- ・ 授業目標・成績評価方法等をホームページに公開し、引き続き充実のための検討をする。
- ・ 平成 20 年度に行った調査をもとに、公平な成績評価法について、検討する。
- ・ 成績優秀者に対する表彰を継続するとともに、奨学金制度の原資について検討をする。

教育の実施体制等

ア 教職員の配置

- ・ 教員の配置の見直しのため、全学共通科目のうち必修科目担当教員の講義負担状況の検討を行う。
- ・ 短期大学部においては、教育の一層の充実を図るため、教員配置の充実状況について調査する。
- ・ 学部間協力を実施するにあたって科目と教員の実績に関する基準作りを行う。
- ・ 短期大学部においては、県立大学全学教務委員会との連携を確立する。
- ・ 引き続き、最新の行政施策等について県や国等の担当者による講義を充実させる。

イ 教育環境の整備

- ・ 講義室等の空調設備、視聴覚機器等の設備の整備及び点検を計画的に行う。
- ・ 昨年度から行っている学務情報システムの再構築に係る開発を完了し、新システムへの円滑な移行を図る。
- ・ 谷田キャンパス図書館の中央館機能の強化や2キャンパス間の資源の共有化を図る。
- ・ 全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコン等の追加・更新を実施する。また、必要に応じて既存の実習室の統合、新設、拡充を引き続き行う。
- ・ 増強したネットワークの使用状況を継続的に調査する。また、必要に応じて光ケーブルの更新又は回線に付随するネットワーク機器を更新する。

ウ 教育活動の評価及び改善

(ア) 教育活動の評価

- ・ 教員の自己評価項目の見直しと相互評価制度の検討を引き続き進める。
- ・ 外部有識者による第三者評価システムの構築の検討を引き続き進める。
- ・ 卒業生を構成員とする情報ネットワークの構築の可能性について検討する。

(イ) 教育力の向上

- ・ シラバスの充実とともに、授業評価アンケート手法の再構築を行い、その結果を検証し、活用する。
- ・ 全学及び学部・研究科のFD委員会を定期的を開催し、教員間、教員学生間の情報交換や意見交換を行う。

- ・ 学内教員による公開授業や、学外講師による研修会を開催して、教員の資質向上を図る。

学生への支援

ア 学習支援

- ・ 教員と連携しながら、学習用図書資料の系統的収集・充実に努める。
- ・ 図書館の利用促進のために広報の一層の充実に図る。
- ・ 学術文献利用講習会の開催やレファレンスサービスの充実に努める。
- ・ 学生の自主的学習を支援するため、学内施設・設備の充実に図る。
- ・ 障害のある学生との定期的な面談を実施して要望を聞き、学習環境の一層の改善に努める。
- ・ 履修登録説明会・留学生サポーター制度を継続するとともに、留学生との面談を強化し、留学生の要望の把握に努める。
- ・ 推薦入学合格者に対する事前指導を一層充実させるとともに、入学後の補充学習の必要性、在り方について検討する。

イ 生活支援

- ・ 見直した健康診断項目をもとに定期健康診断を実施し、健康状態に問題のある学生に対する支援を強化する。
- ・ 各部局との連絡会を実施して悩みを抱える学生の把握に務め、面接指導、カウンセリングを実施する。
- ・ 引き続き、各種の財団及び企業等からの奨学金の確保に努める。
- ・ 各部局に適したチューター制度を導入し、学生の個別指導を充実させる。

ウ 就職支援

- ・ キャリア支援センターが提供する就職ガイダンスの種類及び回数を増やすとともに、専門のアドバイザーによる相談の期間を延長し、就職支援サービスの充実に図る。また、各学部・研究科と連携した資格取得支援にも取り組む。
- ・ 短期大学部においては、キャリア支援センター分所の基本的機能（進学・就職資料室、進路相談室、資料作成室としての機能）の拡充を図るとともに、学内 LAN 上の求人情報の学外閲覧を可能にするシステムの導入に向けて準備をする。
- ・ 各学部・研究科及び短期大学部において、学生の進路希望や就職・進学等状況の的確な把握を図り、進路選択支援に反映させる。
- ・ 各学部・研究科及び短期大学部においては、関係部局との連携による卒業生との面談会、卒業生による講演会等の拡充を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向と水準

ア 社会の発展に貢献する研究の推進

(ア) 静岡県立大学

《重点目標として取り組む領域》

[全学的に取り組む領域]

- ・ グローバルCOEプログラムの教育研究を推進する。
- ・ 平成20年度に採択された産学官連携戦略展開事業を推進する。

[薬学部、薬学研究科]

- ・ 生活習慣病、がんなど国民的関心の高い疾病の病因、治療、予防に関する研究を継続して推進する。
- ・ 生体内機能分子を標的とした創薬・育薬に関する研究を継続して推進する。

[食品栄養科学部、生活健康科学研究科（食品栄養科学専攻）]

- ・ 食品の安全及び機能に関する問題を、物質レベルから細胞や遺伝子レベルまで統合的に研究を推進する。
- ・ 食と健康に関する問題に関して、細胞や遺伝子レベルからヒトを対象とするレベルまで統合的に研究を推進する。

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、アジア及び太平洋地域の国際関係の調査研究を継続して実施するとともに、広域ヨーロッパ地域の国際関係の調査研究を推進する。
- ・ 県及びシンクタンク、他の研究機関と連携しつつ、多文化共生社会を視野に入れた言語・文化の調査研究を継続して実施するとともに、グローバル・スタディーズの調査研究を推進する。

[経営情報学部、経営情報学研究科]

- ・ 静岡県の産業を取り巻く環境の分析及び、他県産業政策との比較研究を行い、産業政策の方向性を検討する。
- ・ 前年度までに検討した教育支援システムにおいて必要となる機器やソフトウェアの設計、開発を行う。
- ・ 療養病床再編・地域ケア推進施策の計画立案支援システムの開発を開始する。

[看護学部、看護学研究科]

- ・ 地域で生活する人々の健康・療養支援に関する研究として「地域住民の参加による学部教育の活性化と地域医療に対する還元」等を継続する。

[環境科学研究所、生活健康科学研究科（環境物質科学専攻）]

- ・ 平成20年度に引き続いて、環境上の諸問題を抱える佐鳴湖等を対象に、教育研究への展開を図るとともに、静岡大学、東海大学との連携による静岡三大学生命・環境コンソーシアム推進協議会を母体にして、県域をフィールドとする三大学による共同研究を検討する。
- ・ 静岡県環境衛生科学研究所等との連携を図りながら、持続可能な社会の実現を目指した研究を実施するとともに、ESCO事業と連携して学内におけるエコキャンペーンを推進する。

(イ) 静岡県立大学短期大学部

《重点目標として取り組む領域》

- ・ 社会的弱者の健康・保健・福祉における支援に関する研究プロジェクトを継続して推進する。
- ・ 震災時の福祉介護研究についてのプロジェクトを継続して推進する。

イ 広範な研究の推進

- ・ 国内の研究機関と連携協力し、共同のセミナー等を開催する。
- ・ 科学研究費補助金の採択件数の増加のため、各部局ごとの採択実績を公表するほか併せて研修会を実施する。

研究実施体制等の整備

ア 研究者の配置

- ・ 必要に応じて研究実態に即した研究者の柔軟な配置を行う。
- ・ 客員教授の積極的な活用による企業等との共同研究を推進する。
- ・ ティーチング・アシスタント制度、リサーチ・アシスタント制度、ポスドク制度を引き続き実施し、若手研究者の研究の活性化を推進する。

イ 研究環境の整備

- ・ 電子媒体資料と学術文献資料については系統的整備を進める。
- ・ 機関リポジトリについて情報を収集する。
- ・ 学務情報システムと図書館情報管理システムの連携を図る。
- ・ 教育研究機器整備計画に基づき共同利用機器の更新を進める。
- ・ 外部資金の間接経費の設定趣旨を踏まえ、研究環境の改善、整備に資するよう効率的執行を図る。

ウ 知的財産の創出・活用等

- ・ 平成 20 年度に設置した産学官連携推進本部において、知的財産の戦略的な創出、管理、活用と産学官連携による地域還元を推進する。
- ・ 知的財産の出願・管理体制を引き続き充実させるとともに、地域産業界に円滑に技術移転させるため、県内大学、県、自治体が進める広域活用体制の構築に参画する。

エ 研究活動の評価及び改善

- ・ 研究活動の評価項目の見直し、自己評価を引き続き行う。
- ・ 外部資金の獲得や地域貢献に対し、研究者にインセンティブ（動機付け）を与えるような表彰、顕彰を含めた評価制度の導入の検討を引き続き進める。
- ・ 研究費の配分について、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクトを考慮した配分に努める。
- ・ USフォーラム、地域結集研究成果発表会等研究成果発表会を開催し学外の評価を受ける。
- ・ 研究成果を紹介する冊子を発行するほか、ホームページにも研究成果を積極的に公開する。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

地域社会との連携

ア 推進体制の整備

- ・ 地域貢献のための全学的組織体制の構築に取り組む。

イ 教育を通じた地域貢献

- ・ 薬剤師の卒後教育プログラムを充実させる。
- ・ 管理栄養士等の卒後教育プログラムを地域の医師会や栄養士会と共同して推進する。
- ・ 県立静岡がんセンターの認定看護師コースの教育に協力する。養護教諭の免許更新講座の開設の可能性を検討する。
- ・ 看護師の卒後教育プログラムのための地域研修実践センター(仮称)の構想を検討する。
- ・ 短期大学部においては、離退職保育・看護資格保有者のキャリアアップのための「HPS(ホスピタル・プレイ・スペシャリスト)」養成教育プロジェクトを実施し、養成講座修了者に対するキャリア支援や地域医療機関等へのHPS採用の働きかけなどを行う。また、静岡市障害者歯科保健センターの外部評価を受託研究として行う。
- ・ 社会人等の生涯教育・リカレント教育の拡充を図るとともに、他機関での社会人等の教育について協力する。

ウ 知的資源の県民への還元

- ・ 県立美術館、県立中央図書館、県埋蔵文化財調査研究所や民間団体と協力し文化事業を実施する。
- ・ 全学公開講座の年間延べ開催回数 16 回以上及び延べ受講者数 700 人以上を目指すとともに、講演会、シンポジウムを積極的に開催する。

エ 大学の防災拠点としての役割

- ・ 災害時の役割及び行動計画等を包括した防災マニュアルを作成する。
- ・ 教職員及び学生の防災意識啓発のための講演会等を実施する。
- ・ 短期大学部においては、応急手当普及員講習会を修了した教職員による短期大学部独自の災害教育を試行的に実施し、その成果を検討する。
- ・ 防災関係資料の充実確保に努めるとともに、引き続き資料の紹介や有効活用を図る。
- ・ 災害時における地域住民の避難場所及び救護所としての大学施設の使用について、他大学の事例を踏まえ検討する。また、引き続き医薬品等必要備品の備蓄に努める。
- ・ 大学各部局の知的・人的資源を再点検し、応急処置及び健康、衛生環境等の支援内容を検討する。

オ 初等・中等教育の支援

- ・ 出前講座、オープンキャンパスを引き続き実施する。県民の日には小学生を含む県民に対して実習室・図書館等の見学・開放を行う。
- ・ 静岡大学が主催する教員免許更新講習に講座を提供するとともに、今後の教員免許更新講習への対応について継続的に検討する。

カ 施設の開放

- ・ 地域住民を対象とした健康相談、健康度測定等を実施するとともに、地方自治体やNPO法人等公的団体が計画する健康関連事業に対し、講師を派遣する。
- ・ 学内施設等については、授業との調整を図りながら、学術に資する目的等での施設、設備の開放に努める。
- ・ 学外者に対して、図書館施設の利用や資料の貸出等、積極的開放に努める。

- ・ 県内公共図書館、関係機関へ図書館広報誌を配布する等、施設の利用促進を図る。
- ・ 岡村文庫資料については関係機関と連携し積極的活用を図る。

産学官の連携

- ・ 産学官連携戦略展開事業を活用し、本学の研究成果を技術移転することによる地域産業の活性化を図る。
- ・ 研究成果発表会を県内外で開催し企業ニーズと研究シーズの交流の場を積極的に設定する。
- ・ 展示会への出展、大学ホームページでの情報提供などの広報を行う。
- ・ 70件以上の共同研究、受託研究を獲得するため、学内教員への意識啓発、企業へのPRを推進する。

県との連携

- ・ 教員の専門性に応じて県の各種審議会・委員会への積極的な参加を促す。
- ・ フーズサイエンスヒルズプロジェクトの中核事業である地域結集型研究開発プログラム等の県プロジェクトに積極的に参画する。

地域の大学との連携

- ・ すでに実施している他大学との連携講義や単位互換制度を引き続き実施し、拡充についても継続的に検討する。
- ・ 静岡大学、東海大学等の県内他大学との学术交流や単位互換に関する協定に基づく教育・研究等の協力・連携を進める。

県内の高等学校との連携

- ・ 県内高等学校の学校長等との懇談会を開催し、高大連携を推進する。
- ・ 県内外の高等学校を20校程度訪問し、進路担当教員及び高校生に対して、本学の入学者選抜に関する情報を提供すると同時に、本学への要望・ニーズに関する聞き取り調査を行う。
- ・ 短期大学部においては、高校訪問により、職業特性を明確にした上でニーズ調査を行う。
- ・ 公開授業・高校生の授業参加・出前講義を継続して実施する。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

海外の大学等との交流

- ・ 海外協定校を中心に、研究・教育上の必要性を考慮した交流を拡充、推進する。
- ・ 交換教授制度の導入に向けて協定校と条件等具体的な協議を進める。
- ・ 県と協力して、引き続き海外からの研究者や学生の受入体制の整備、施設の確保を進める。
- ・ 国際的な教育研究や、技術協力を進めるため、学外研修の期間の長期化等、体制の整備について検討する。

日本人学生の海外派遣及び留学生の受入れ

- ・ 学生の長期派遣留学の実現に向け、学内の体制整備の検討を行う。
- ・ 国際交流に先進的に取り組んでいる大学調査結果に基づき、学生への具体的な支援体制を検討する。
- ・ 留学生に対する支援を行うため、日本語教育の充実を図る。
- ・ 海外協定校との大学院における共同研究指導体制について、具体的な実施体制を整える。

地域に密着した国際交流の推進

- ・ 外国の研究機関と県内地場産業に関わる研究協力を進める。
- ・ 引き続き地域の学術文化研究機関等と共同して国際会議等の企画、開催に努める。

法人の経営に関する目標を達成するためにとる措置

1 業務運営の改善及び効率化

運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

- ・ 役員会を定期及び随時に開催し、機動的な法人運営を図る。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会においては、役員会や大学内の各機関との役割分担や連携を図りながら定期及び随時に開催し、効率的・効果的な組織運営を行う。

イ 効果的・戦略的な組織運営

- ・ 部局長及び平成 20 年 10 月に設置された副学部長等のリーダーシップのもとに柔軟でかつ機動的な部局運営に向けて、引き続き機能の強化を図る。
- ・ 大学運営会議を定期及び随時に開催し、部局間の連携強化と機動的な大学運営を図る。

ウ 教員・事務職員の連携強化

- ・ 各委員会及び事務局が有機的に機能するよう、引き続き効率的な組織体制の構築を図る。
- ・ 教職員が一体となって事業の企画・立案・執行に参加できるシステムを構築して、教員・事務職員の連携強化を図る。
- ・ 県立大学及び短期大学部にある委員会等の連携を進め、必要に応じて統合を図る。また、各種研修においては、相互の参加を促進する。

エ 学外意見の反映

- ・ 外部有識者、専門家から、引き続き大学運営に関する意見を聞く。
- ・ 一般県民からの意見・要望を大学運営に反映させる。

オ 内部監査機能の充実

- ・ 平成 19 年度及び平成 20 年度に実施した監査の項目、実施方法等の検討を行い、より効果的な監査を行うための課題の分析、見直しを行う。
- ・ 外部の専門機関の実施する研修会への参加や先進大学の調査等により、監査業務に従事する職員の専門知識及び技術の向上を図る。

教育研究組織の見直し

- ・ 6年制薬学部教育体制の整備に加え、4年制学部卒業生の進学先としての平成22年度に開設する薬科学専攻修士課程（仮称）の実効的な教育・研究組織を整備する。
- ・ 薬学研究科及び生活健康科学研究科の再編による、教育組織としての「薬食生命科学総合学府（仮称）」の設置を推進し、この構想を実現するための実効的な教育・研究組織の構築について検討する。
- ・ 大学院の教育研究の充実を図るため、健康長寿科学専攻（博士後期課程）の開設に向け検討、準備を進める。
- ・ 国際関係学研究科博士後期課程の設置について検討する。
- ・ 経営情報学研究科博士後期課程の設置について検討する。
- ・ 助産学課程の大学院への移行を目指し、修士課程カリキュラムを作成し、文部科学省へ申請するとともに、看護学研究科博士後期課程の設置について検討する。
- ・ 食品栄養科学部栄養生命科学科の定員増について検討を進める。
- ・ 地域人材育成教育開発プロジェクト委員会を中心に、静岡大学、静岡産業大学と連携し、連携大学院に関する調査研究を推進する。
- ・ 短期大学進学者数減少に対処するため、県立大学教育研究組織将来計画委員会短期大学部専門委員会を中心に、引き続き短期大学部の教育や組織のあり方について検討を進める。
- ・ 教育研究組織の見直しについて経営審議会及び教育研究審議会で審議するとともに、見直しの進捗状況に応じて必要な各種ニーズ調査等を行う。

人事の適正化

ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ(動機付け)が働く仕組みの確立

- ・ 事務職員の評価、表彰、顕彰制度が整備されている他法人の調査を行う。
- ・ 教員については、授業コマ数、採択研究数、発表論文数のみでなく、地域における講演、公的機関の委員への就任等総合的に評価できるシステムを引き続き検討する。

(イ) 全学的視点での任用

- ・ 教員の採用は公募により行う。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が指名する委員による教員人事委員会により、公正性、透明性、客観性が確保される任用を行う。

イ 弾力的な人事制度の構築

- ・ 助教の任期制（任期付き採用）の全学への導入を推進する。
- ・ 教職員が大学や社会により貢献できるよう兼業制度の見直しを行う。
- ・ 教員の勤務実態と法制度を勘案し、裁判員休業や介護休業等必要に応じて勤務形態を見直す。
- ・ サバティカルイヤー制度導入の検討を行う。

事務の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

- ・平成 21 年度から運用の SD 研修年度計画に基づく事務職員の外部研修への参加や新任・転入職員に対する法人内部研修等の実施により、職員の大学事務能力向上に努める。
- ・専門職員や派遣職員の活用等業務分担の見直しを進め、事務処理の効率化を図る。
- ・アウトソーシングを活用した業務について、評価を行う。
- ・図書館情報管理システムを活用し、業務の効率化及び利用者サービスの向上を図る。

イ 事務組織の見直し

- ・所属ごとの事務のフローを精査し、省力化、効率化に取り組むことにより組織の適正化を図る。

2 財務内容の改善

自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

- ・他の国公立大学、短期大学の状況を勘案し、平成 20 年度と同じ金額に設定する。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

- ・外部資金の獲得に向けて各種の研究助成金制度について、教員に向け情報提供する。
- ・企業等学外向け成果発表会を実施し受託共同研究の獲得を促進する。
- ・各種研究助成金についての情報を公開する。
- ・科学研究費補助金の申請説明会への出席を促す。
- ・各種外部資金の情報を正確に伝える。
- ・部局別の外部資金の獲得状況を公開するとともに平成 21 年度における部局別の件数、金額の目標を作成する。
- ・地域社会のニーズに応じた研修会や公開講座、リカレント教育プログラムを計画、実施し、適切な事業収入の確保に努める。

予算の効率的な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の維持向上に繋がる事業に対して、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・業務委託の仕様、契約方法等について見直し、経費節減を図る。
- ・ESCO（エネルギー・サービス・カンパニー）事業の運用を開始する。
- ・棟別の光熱水費の使用状況を把握、分析した結果に基づき、教職員のコスト意識を高める啓発方法、手段を検討する。

資産の運用管理の改善

- ・平成 20 年度に策定した資金運用方針に基づき、法人の余裕資金を安全・確実かつ効率的に運用する。
- ・大学施設の有効活用のための施設使用管理システムを新学務情報システムと連動させるよう引き続き検討する。
- ・研究機器等の共同利用システムに基づいて研究機器等の共同利用を推進する。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実

- ・ 大学基準協会による認証評価を受ける。
- ・ 認証評価を受け、自己点検・評価報告書及び評価結果を公表するとともに、改善を要する点の検討を開始する。

2 情報公開・広報等の充実

情報公開の推進

- ・ 条例に基づく実施機関として、積極的な情報公開を行う。
- ・ 教職員を対象に情報公開に関する研修会を実施する。

広報の充実

- ・ 広報素材を集約し、管理を一元化することにより、広報素材のデータベース化を図る。
- ・ 平成 22 年度広報計画を策定する。
- ・ 短期大学部においては、屋外掲示板を設置し、地域への広報の充実を図る。
- ・ 入試広報を円滑に実施するため、入試広報部会の設置を検討する。
- ・ 本学で実施している各種アンケート及び調査の結果を広報に反映できるシステムについて検討する。
- ・ 前年度の県民等へのアンケート調査結果等を踏まえ、改善点をホームページや大学案内等の作成に反映させる。

個人情報の保護

- ・ 条例に基づく実施機関として、個人情報保護の業務を行う。
- ・ 教職員を対象に個人情報の保護に関する研修会を実施する。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとる措置

1 施設設備の整備・活用等

- ・ 中長期修繕計画に基づき、継続して、整備、修繕する。
- ・ 短期大学部においては、施設の修繕計画を策定する。また、備品購入計画により、定期的に備品の点検、更新を行う。
- ・ 薬学部のモデル薬局の整備に伴い改修や更衣室等の移動等があるため利用状況等の調査を実施し、管理使用権限等の見直しをする。
- ・ 2 キャンパス間で図書館資料保存スペースの状況を把握し適切な対応に努める。(212)
- ・ 更なる施設設備のユニバーサルデザイン化を進める。

2 安全管理

安全管理体制の確保

- ・ 安全衛生委員会に設けたワーキンググループの効果検証を踏まえ、局所排気設備の整備を進める。
- ・ 安全衛生マニュアルについては、前年度成果を踏まえ作成を進める。また、教職員の「安全」をテーマに講習会を開催する。
- ・ 薬品管理システムのバージョンアップを検討するとともに、委託している廃棄物等の処分については、最終処分までの確認を随時行う。

- ・ 地域、近隣大学、下宿・アパート業者との情報交換を継続的に実施して学生が安心して生活を送ることができるような環境づくりに務める。

防災体制の確立

- ・ 災害時における通信手段の充実を図るなど学生を含めた学内の防災体制の充実を図るとともに、教職員及び学生の防災意識啓発のための講演会等を実施する。また、近隣住民を交えた防災訓練や研修会の実施に向けて、静岡市等と協議を行う。
- ・ 災害時における県や静岡市等学外の防災関係機関と連絡体制を整備するとともに、関係機関と支援内容について協議する。

3 人権の尊重

- ・ ハラスメント防止啓発研修を行い、意識の向上に努める。
- ・ ジェンダーやマイノリティに関する教育内容の検討を引き続き行うとともに、講演会を開催し広く学生に啓発する。
- ・ 関係部局・学生室と健康支援センター（相談室）の情報交換を継続的に実施し、相談制度を充実させる。
- ・ 各種ハラスメント資料や人権尊重資料の充実及び広報に努める。

その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画 別紙参照

2 短期借入金の限度額

限度額 13億円

想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

知事から経営努力の認定を受けた剰余金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
大規模施設改修	80	施設整備費等補助金
大型備品更新	50	
薬学教育6年制関係	100	

人事に関する計画

- ・ 教員については、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保のうえ、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して、法人固有職員を採用する。
- ・ 教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・ 新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(別紙)
予 算

平成 2 1 年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,880
施設整備費補助金	230
自己収入	1,994
授業料収入及び入学金検定料収入	1,897
雑収入	97
受託研究等収入及び寄附金収入等	735
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	23
計	7,862
支出	
業務費	6,897
教育研究経費	4,985
一般管理費	1,912
施設整備費	230
受託研究等経費及び寄附金事業費等	735
長期借入金償還金	0
計	7,862

収支計画

平成21年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,713
経常費用	7,713
業務費	6,373
教育研究経費	1,102
受託研究等経費	608
人件費	4,663
一般管理費	1,067
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	273
臨時損失	0
収入の部	7,713
経常利益	7,713
運営費交付金収益	4,880
授業料収益	1,526
入学金収益	199
検定料等収益	67
受託研究等収益	608
寄附金収益	82
財務収益	3
雑益	75
資産見返運営費交付金等戻入	63
資産見返物品受贈額戻入	183
資産見返寄附金戻入	27
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

平成21年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,234
業務活動による支出	7,459
投資活動による支出	380
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	395
資金収入	8,234
業務活動による収入	7,435
運営費交付金による収入	4,728
授業料及び入学金検定料による収入	1,897
受託研究等収入	608
寄附金収入	127
その他の収入	75
投資活動による収入	252
施設費による収入	230
その他の収入	22
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	547